

安芸太田町病院事業に関する指導・助言業務の選定にかかる  
公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

安芸太田町病院事業（以下、「事業」という。）について、地方公営企業法および地方公営企業法施行規則（以下、「法」という。）の規定に基づき財務諸表、予算書及び決算報告書について、適正に作成する必要があることから、この度事業の会計に対して指導・助言を行う監査法人又は公認会計士の公募を行う。

2 業務の名称

安芸太田町病院事業に関する指導・助言業務

3 業務契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

なお、再任にあたっては、提出された財務諸表及び次契約に係る提案書、見積書・内訳書を「安芸太田町病院事業業務選定検討委員会」（以下、「選定検討委員会」）において改めて評価・検討を行うこととする。

4 契約の予定金額（消費税額及び地方消費税額を含む）

令和 7 年度における契約金額は、3,100,000 円を上限とする。なお、この金額には、報酬、交通費、事務費、日常業務に係る相談・助言など、すべての経費を含む。

5 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 公認会計士又は監査法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年度政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 企画提案時において、安芸太田町の指名停止を受けていないこと。
- (5) 広島県等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 指導・助言について次の要件を満たす法人であること。
  - ①会計、契約及び出納等の実務に関する FAQ の検索データベースを作成のうえ助言すること。FAQ は受託者がこれまで業務のなかで実施してきた FAQ、及び公表されている FAQ の双方を含むこととする。（当該データベースの著作権については別途協議）
  - ②地方公営企業に対して年間 200 件以上の会計に関する指導・助言業務を行っている

る実績を有すること。

## 6 スケジュール

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (1) 公募開始（実施要項等の交付開始）  | 令和7年4月22日（火） |
| (2) 参加申込関係書類・質問票の提出期限 | 令和7年4月30日（水） |
| (3) 質問票への回答           | 令和7年5月7日（火）  |
| (4) 提案書等の提出期限         | 令和7年5月14日（水） |
| (5) 選定検討委員会           | 令和7年5月中旬（予定） |
| (6) 選定結果通知            | 令和7年5月中（予定）  |
| (7) 契約締結              | 令和7年5月中（予定）  |

## 7 実施要項等の交付開始日、交付場所等

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 交付開始日 | 令和7年4月22日（火）    |
| (2) 交付場所  | 安芸太田病院ホームページに掲載 |

## 8 応募手続き等に関する事項応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申込関係書類及び質問票の提出

#### ア 受付期間

令和7年4月22日から令和7年4月30日16時00分まで

#### イ 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
  - ②参加資格確認書（様式2）
  - ③会社概要（様式自由）
  - ④登記事項全部証明書の写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）
  - ⑤質問票（様式3、※必要な者のみ。電話又は口頭による質問は受け付けない）
- ※記載内容は特に指定がない限り直近のものとし、その年月日を記載すること。
- ※監査法人等の概要を記載したパンフレット等があれば添付すること。
- ※参加申込にあたっては、別紙「提案書等作成要領」も参照すること。

#### ウ 提出先

「12 問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで。

#### エ 提出方法

提出書類をPDFデータ化し、電子メールにて提出。なお、送信後に電話にて到達確認を行うこと。

#### オ 質問票への回答質問票への回答

回答参加者全者に対して令和7年5月7日までに電子メールで回答する。

### (2) 提案書の提出

#### ア 受付期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月14日16時00分まで

#### イ 提出書類提出書類

- ①提案書提出書（様式４）
- ②提案書（様式５）
- ③提案説明資料（様式自由）
- ④法人等の概要（様式６）
- ⑤業務実施体制（様式７）
- ⑥役員名簿（様式８）
- ⑦業務実績書（様式９）
- ⑧見積書・内訳書（様式自由）

※別紙「提案書等作成要領」を参照すること。

#### ウ 提出先

「12 問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで。

#### エ 提出方法

提出書類をPDFデータ化し、電子メールにて提出。なお、送信後に電話にて到達確認を行うこと。

### 9 選定に関する事項

#### （１）選定方法

事業は、提出された提案書及び見積書について、（２）に基づくについて、（２）に基づく選定検討委員会の意見（採点等）を聴取し、その総合点が最も高い者を受託者として選定する。なお、ヒアリングを行う場合は、提案書等の提出後、日時・場所について別途通知する。

その他の事項は以下の通りである。

ア 最高点の者が複数の場合は、監査費用が最も安価な者を契約の相手方として選定する。なお、監査費用も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書・内訳書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

#### （２）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 監査法人等の運営体制【10点】
- イ 指導・助言方針監査方針【10点】
- ウ 指導・助言計画【30点】
- エ 指導・助言体制【35点】
- オ 監査品質の管理体制【5点】
- カ 監査費用【10点】

#### （３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し全ての参加者に通知する。

10 契約の締結契約の締結

選定後、選任した旨の通知を事業者に対しておこない、選任された事業者は、事業と業務契約を締結するものとする。

なお、契約金額や契約条項並びに本要項に定めのない事項は、選任された事業者と事業が協議の上、定めるものとする。

11 注意事項

- (1) 提案書等の作成に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 採用された提案書は、安芸太田町情報公開条例に基づき、非公開情報（個人、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提案書は返却しない。
- (4) 提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（安芸太田町情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザルへの参加は無効とする。

12 問い合わせ先（提出先）

安芸太田病院事務室企画情報課（安芸太田病院 1 階）

〒731-3622 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地

TEL 0826-22-2299 FAX 0826-22-0623

E-Mail system-m@akiota-hp.jp